

平成 28 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 廣岡 哲也  
(コード番号：3284 東証第1部)  
問 い 合 せ 先 専務取締役 管理本部長 伊久間 努  
電 話 番 号 03 - 3287 - 0704

### 訴訟の判決に関するお知らせ

当社グループである株式会社フージャースコーポレーション（住所：東京都千代田区 代表取締役社長：廣岡哲也）が、東京都に対して提起しておりました「不動産取得税還付不許可決定処分」取消請求訴訟に関して、最高裁判所第一小法廷（木澤克之裁判長）は、本日、同社の主張を認容した東京高等裁判所の判決（平成 27 年 9 月 2 日言渡し）を破棄し自ら判決を言い渡しました。

これにより、平成 24 年 8 月 9 日付で東京都が同社に対して行った「不動産取得税還付不許可決定処分」は確定することとなります。当社としては、誠に遺憾ではありますが、最高裁判所の判断を厳粛に受け止め、これからも全ての人の「欲しかった暮らし」を実現する住まいづくりを行って参る所存です。

なお、本件は同社が東京都に対して平成 23 年 12 月 1 日までに納付した税額の還付を求めるものであり、この判決が当社グループの業績に与える影響はございません。

#### ■本件の経緯

年 月 日	事実経緯
平成 20 年 3 月 19 日	売買契約により本件土地取得
平成 23 年 5 月 11 日	東京都による不動産取得税賦課処分
平成 24 年 6 月 13 日	税額の還付を求めて不動産取得税減額(適用)申告書を東京都へ提出
8 月 9 日	東京都による不動産取得税還付不許可決定(本件処分)
10 月 5 日	東京都へ本件処分の取り消しを求める審査請求
平成 25 年 5 月 16 日	審査請求棄却
11 月 7 日	東京地方裁判所へ本件処分の取り消しを求める訴訟を提起
平成 26 年 11 月 20 日	東京地方裁判所による請求棄却判決(平成 25 年(行ウ)第 705 号)
12 月 3 日	東京高等裁判所へ原判決及び本件処分の取り消しを求める控訴を提起
平成 27 年 9 月 2 日	東京高等裁判所による請求認容判決(平成 26 年(行コ)第 488 号)
9 月 15 日	東京都による最高裁判所への上告受理申し立て
平成 28 年 12 月 19 日 (本日)	最高裁判所第一小法廷(木澤克之裁判長)による判決(平成 28 年(行ヒ)第 6 号)

以 上